

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この業務が完了し、又は契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、取扱い権限者の限定、保管場所の施錠・立入制限等管理体制の整備、作業場所以外への個人情報の無断持ち出しの禁止、パスワードの設定等による権限外の者のアクセスの防止等の個人情報取扱ルールを整備し、安全管理に必要な措置を講じなければならない。

(業務体制の届出)

第5 受注者は、業務の実施にあたって、発注者に対して次の各号に掲げる事項をあらかじめ届け出なければならない。また、内容に変更があった場合にも同様とする。

(1) 前項に規定する個人情報保護のために実施する保全措置

(2) 業務責任者及びその責任範囲

(3) 業務従事者及びその作業範囲

(4) 業務の実施における作業場所及びデータ保管場所

(事務従事者への周知)

第6 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務上知り得た個人情報を業務の目的外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項の規定により、発注者の承諾を得て再委託する場合、受注者は本特記事項に掲げる各項目について、再委託先に遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から貸与され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。なお、返還又は引き渡しの出来ないものについては、復元の不可能な方法による廃棄もしくは、消去をしなければならない。ただし、発注者が、別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等の義務)

第11 受注者は、発注者の求めがあった場合は遅滞なく、個人情報の取扱状況に関する報告を行わなければならない。また、発注者が個人情報の取扱いの確認のため必要があるとして申し入れた場合は、立入調査の実施を承諾し、協力しなければならない。

なお、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(違反行為等の公表)

第13 発注者は、受注者がこの特記事項に違反したことにより重大な事故が発生した場合には、当該事故等の公表を行うことができるものとする。